

# 輝が!!石尾っ子

～子ども・家庭・地域・学校 みんなつながる～

第 3 号

令和 5 年 7 月 7 日

## 大丈夫？あなたの使い方



やはりインターネット、SNSを使ったトラブルが継続して石尾中学校でも起こっています。

ちょうど1年前、令和4年7月7日から施行された法律を知っていますか。それは、侮辱罪(ぶじょくざい)が厳罰化(げんばつか)されました。侮辱罪が厳罰化された経緯は、誹謗中傷(ひぼうちゅうしょう)は以前から存在していましたが、匿名での発信が容易なインターネットの登場により、誹謗中傷のハードルが非常に下がってしまったからです。そして、インターネット上での誹謗中傷が社会問題となり、これは、ときに人の命を奪うことさえある侮辱に対する刑罰が軽すぎるとの見方が強まったためです。

きっかけは昨年も伝えたいと思いますが、2020年5月、テレビ番組に出演していた女子プロレスラーがTwitter上で誹謗中傷を受け、命を絶つ事件が発生したことです。この事件では2名の男性が侮辱罪で略式手続で起訴されたものの、科された刑罰は9,000円の科料のみでした。みなさんはどう感じますか。

メールやネット上の掲示板等やSNS(LINE・インスタグラム・ティックトック)内で、他人に対する誹謗中傷・それに加担したりする行為もいじめであり、犯罪です。「冗談でした」は通用しません。もう1度使い方を確認してください。直接君たちに関係することであり、法律で裁かれるということを知る必要があるからです。「知らなかった」では、済まされない時代がやってきています。もし、君たちが失敗を犯したら…。その責任を全て保護者の方が背負うことになるでしょう。保護者だけではなく、親戚や君たちに関係する方々が背負う可能性もあるでしょう。安易な考えで使うことが、どれだけの不幸を招くのか…。誹謗中傷を受ける側が生身の人間であることには変わりありません。「便利なはずのツール」が「人を傷つけてしまう凶器」とならないように今一度考えて下さい。

### 侮辱罪の法定刑の引上げ

#### 改正前

(侮辱)

第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、**拘留又は科料**に処する。  
(30日未満)(1万円未満)

○ 公訴時効期間は1年(刑事訴訟法第250条第2項第7号)



#### 改正後(令和4年7月7日施行)

(侮辱)

第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、**1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料**に処する。

○ 公訴時効期間は3年(刑事訴訟法第250条第2項第6号)  
※施行3年後における施行状況の検証が附則に追加

メッセージや画像を送る前、投稿する前にもう1度相手の顔を思い浮かべてみてください。

冷静な気持ちで、正しい判断をして下さい。



2023年度 和泉市人権啓発標語

# ネット世界 相手も人だ 忘れるな



和泉中学校 1年生

和泉市・和泉市人権啓発推進協議会

## スマートフォンやタブレットの情報端末の注意点

### 1. SNS上に掲載されている情報は、正しいものばかりではない

SNS上には、残念ながらデマや不確かな情報が多く掲載されています。不確かな情報信用することで被害を受けるだけでなく、自分が拡散することで加害者になることもあります。注意しましょう。

### 2. 友達・他人の写真や情報を無断で掲載するとトラブルの原因に

法的にもこのような行為は、友達のプライバシー権を侵害することになります。許可なく、無断で写真や名前を載せることはやめましょう。写真や名前だけでなく、その他個人情報についても掲載することはやめましょう。

### 3. SNS上に一度、(世界中に)発信した内容は削除することができません。

後で削除できるし、気軽にSNSに投稿しても構わないと思いませんか。発信した内容を削除した…と想着いても、発信した内容を完全に削除することは不可能です。その内容や発言は、一生残ってもいい内容ですか？

### 4. SNSでは、匿名(とくめい)の発言であったとしても責任が伴う

誹謗中傷は、人権侵害につながります。SNS上で、他人の人格・性格の否定や容姿に対する発言は、人権侵害に発展します。一時の感情にまかせて、悪口など書き込むことは絶対にしないで下さい。また、匿名であっても、個人を特定することは簡単ということをお忘れ下さい。

### 5. SNS上での不用意な発言は、家族や友人にまで被害が及ぶということ

残念ですが、ネットを利用する人の中には、個人情報の特定を、面白半分に悪意をもって公開しようとする人がいます。あなたの周りの人に悲しい思いをさせないためにも不用意な発言はやめましょう。